

訪問介護 利用料金表(1 割負担)

2024/6/1～
別紙 利用料金表

サービスの種類	基本サービス所要時間	1回あたりの基本利用料金	
身体介護	20分未満	183円	
	20分以上 30分未満	274円	
	30分以上1時間未満	435円	
	1時間以上	638円に 30分を増すごとに +84円	
生活援助	20分以上 45分未満	202円	
	45分以上	247円	
身体介護に引続き 生活援助を行った 場合	20分以上の生活援助	上記 身体介護の 基本利用料金に	+ 67円
	45分以上の生活援助		+133円
	70分以上の生活援助		+199円

※基本利用料金には、特定事業所加算Ⅱ（所定単位数の10%）が
加算された金額です。

※近江八幡市の地域区分単価（7等級：単位数×10.21 円）で計算して
います。

【加算】

加算項目の種類	介護保険適用時の利用料金	
夜間加算（18:00～19:59）	基本利用料金の25%割増	18:00～19:59 にサービスを実施した場合
緊急時訪問介護加算	103円／回（1か月に2回まで）	計画にサービス提供することになっていない身体介護を、利用者等より連絡要 請を受けてから 24 時間以内に実施した場合
初回加算	205円／月	初回サービスと同月内にサービス提供責任者がサービスを実施した場合、又 は他の訪問介護員に同行した場合、過去 2 ヶ月ご利用がなく再開した場合
介護職員処遇改善加算	基本利用料金及び各加算の合計の24. 5%を加算	

【その他】

- ◆表示料金は、介護保険の1割負担分です。小数点以下は四捨五入となりますので、1か月の合計で計算した場合に多少の誤差が生じます。
- ◆要介護度別に定められている介護保険給付限度額を超過した分については、全額自己負担となります。

訪問介護 利用料金表(2割負担)

2024/6/1～
別紙 利用料金表

サービスの種類	基本サービス所要時間	1回あたりの基本利用料金	
身体介護	20分未満	366円	
	20分以上 30分未満	548円	
	30分以上1時間未満	870円	
	1時間以上	1, 276円に 30分を増すごとに +168円	
生活援助	20分以上 45分未満	404円	
	45分以上	494円	
身体介護に引続き 生活援助を行った 場合	20分以上の生活援助	上記 身体介護の 基本利用料金に	+134円
	45分以上の生活援助		+266円
	70分以上の生活援助		+398円

※基本利用料金は、特定事業所加算Ⅱ（所定単位数の10%）が
加算された金額です。

※近江八幡市の地域区分単価（7等級：単位数×10.21 円）で計算して
います。

【加算】

加算項目の種類	介護保険適用時の利用料金	
夜間加算（18:00～19:59）	基本利用料金の25%割増	18:00～19:59 にサービスを実施した場合
緊急時訪問介護加算	206円／回（1か月に2回まで）	計画にサービス提供することになっていない身体介護を、利用者等より連絡要 請を受けてから 24 時間以内に実施した場合
初回加算	410円／月	初回サービスと同月内にサービス提供責任者がサービスを実施した場合、又 は他の訪問介護員に同行した場合、過去 2 ヶ月ご利用がなく再開した場合
介護職員処遇改善加算	基本利用料金及び各加算の合計の24. 5%を加算	

【その他】

- ◆表示料金は、介護保険の1割負担分です。小数点以下は四捨五入となりますので、1か月の合計で計算した場合の多少の誤差が生じます。
- ◆要介護度別に定められている介護保険給付限度額を超過した分については、全額自己負担となります。

訪問介護 利用料金表(3割負担)

2024/6/1～
別紙 利用料金表

サービスの種類	基本サービス所要時間	1回あたりの基本利用料金	
身体介護	20分未満	549円	
	20分以上 30分未満	822円	
	30分以上1時間未満	1, 305円	
	1時間以上	1, 914円に 30分を増すごとに +252円	
生活援助	20分以上 45分未満	606円	
	45分以上	741円	
身体介護に引続き 生活援助を行った 場合	20分以上の生活援助	上記 身体介護の 基本利用料金に	+201円
	45分以上の生活援助		+399円
	70分以上の生活援助		+597円

※基本利用料金は、特定事業所加算Ⅱ（所定単位数の10%）が
加算された金額です。

※近江八幡市の地域区分単価（7等級：単位数×10.21 円）で計算して
います。

【加算】

加算項目の種類	介護保険適用時の利用料金	
夜間加算（18:00～19:59）	基本利用料金の25%割増	18:00～19:59 にサービスを実施した場合
緊急時訪問介護加算	309円／回（1か月に2回まで）	計画にサービス提供することになっていない身体介護を、利用者等より連絡要 請を受けてから 24 時間以内に実施した場合
初回加算	615円／月	初回サービスと同月内にサービス提供責任者がサービスを実施した場合、又 は他の訪問介護員に同行した場合、過去 2 ヶ月ご利用がなく再開した場合
介護職員処遇改善加算	基本利用料金及び各加算の合計の24. 5%を加算	

【その他】

- ◆表示料金は、介護保険の1割負担分です。小数点以下は四捨五入となりますので、1か月の合計で計算した場合に多少の誤差が生じます。
- ◆要介護度別に定められている介護保険給付限度額を超過した分については、全額自己負担となります。